

# 参 議 院 憲 法 審 査 会 会 議 錄 第 三 号

(二五六)

第二百四回  
午後一時開会

令和三年五月二十六日(水曜日)  
委員の異動

五月十九日  
辞任

和田 政宗君  
山下 芳生君

補欠選任  
山田 宏君

五月二十五日  
辞任  
安江 伸夫君  
山下 芳生君

補欠選任  
下野 六太君  
井上 哲士君

出席者は左のとおり。

幹事  
会長  
林 芳正君

石井 準一君

石井 正弘君  
西田 昌司君  
藤末 健三君  
那谷屋 正義君  
白 真勲君  
西田 実仁君  
松沢 成文君  
矢田わか子君  
山添 拓君

赤池 誠章君  
有村 治子君  
磯崎 仁彦君  
衛藤 崇一君  
岡田 広君  
片山さつき君  
古賀友一郎君  
佐藤 正久君  
上月 良祐君

事務局側  
修正案提出者  
修正案提出者  
発議者  
発議者  
発議者  
発議者  
発議者

衆議院議員

杉尾 秀哉君  
福島みづほ君  
伊藤 孝江君  
小西 洋之君  
杉尾 秀哉君  
足立 信也君  
浜野 喜史君  
井上 哲士君  
吉良よし子君  
渡辺 喜美君

○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。  
参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。  
○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

正する法律案の審査のため、参考人の出席を求める、その意見を聴取ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(林芳正君) 御異議ないと認めます。  
なお、その日時及び人選等につきましては、これを会長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○会長(林芳正君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。  
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の審査会に総務省自治行政部長森源二君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

まず、総務省に質問をさせていただきます。  
憲法改正の国民投票は、国会の発議から起算をして六十日以後百八十日以内で国会が議決した期日に実施されることになっております。国政選挙との関係で、どういった実施の可能性があるか、まずお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(森源二君) お答えいたします。  
日本国憲法の改正の国民投票につきましては、日本国憲法第九十六条第一項後段におきまして、

ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○会長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○会長(林芳正君) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。  
本案の審査においては、起立して御発言願います。

特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票により行うこととされ、日本国憲法の改正手続に関する法律第二条第一項において、国会が憲法改正を発議した日から起算して六十日以後百八十日以内において、国会が議決した期日に行うこととされております。

一方、国政選挙につきましては、任期満了による総選挙及び通常選挙は、公職選挙法第三十一条及び同法第三十二条の規定によりまして、原則、議員の任期満了を踏まえ、三十日以内に行い、この期間が国会開会中又は閉会の日から二十三日以内に掛かる場合には、閉会日の日から二十四日以後三十日以内に行うこととされ、また、衆議院の解散による総選挙は、日本国憲法第五十四条第一項及び公職選挙法第三十一条第三項の規定により、解散の日から四十日以内に行うこととされております。

それぞれの規定に基づいて行われるということでございます。

○磯崎仁彦君 ありがとうございました。

その規定に基づいて行われるということです。

それをかみ砕いて言えば、国民投票は単独で行える場合がまずあると、そして国政選挙と同時に行える場合もある、そういうことではないかなというふうに思っております。

公職選挙法における国政選挙、選挙運動について規定がございます。また、国民投票法による憲法改正に係る国民投票運動についても規定がござりますけれども、この両者には大きな違いがあるというふうに認識しております。

ただ、投票環境につきましては、基本的にこの国政選挙と国民投票、これに差を設けないことが妥当だというふうに考えますけれども、発議者のお考えをお伺いをしたいと思います。

○衆議院議員(達沢一郎君) 質疑者にお答えを申し上げます。

衆議院における本法案の質疑を通じまして、国民投票法には大きく分けまして二つの部分があるといふことが明確になつたわけでございます。すなわち、国民投票法は、投票環境整備などの投開票

票に係る外形的要項と、国民投票運動に係るCM

規制などに代表されます投票の質に関する部分から構成をされているということになります。

御指摘のとおり、前者の投開票に係る外形的事項につきましては、国民投票法制定以来、公選法並びに代表されることが合理的と考えられてまいりました。本法案も、この考え方従いまして、公選法に合わせて投票環境向上のためのアップデートを不斷に重ねていく、そのように考え方を整理をしております。

○磯崎仁彦君 ありがとうございました。

二つの部分があつて、外形的なところについては基本的に両者が同じというか一致する、そういうお話をございました。

先ほど私が質問させていただきましたように、この国民投票については単独で行われる場合と国政選挙と一緒に行われる場合があるということをお話をさせていただきました。単独で行われる場合にはそれ自体の環境ということがあってもい

うお話をございました。

この二つを同時にを行うということになりますと、運動する側あるいは国民の側も混乱をするおそれがあるということで、両者を別個に行うことが適当である、これは私の私見でございます。

その上で、国会が憲法改正の発議を行つた後に衆議院の解散があつた場合、あるいは地方選挙なども含めると、結果として国民投票と国政選挙あるいは地方選挙が同時に実施されるということもあり得ないわけではございません。このようなときに両者の投票環境に違いがありますと、御指摘のように混乱が生じることになつてしましますの

で、この混乱を少しでも解消するのであれば、投票環境の整備など外的要項については横並びとするというものが合理的でございますので、そのように考えた次第であります。

○磯崎仁彦君 ありがとうございました。

投票環境整備という視点で更に質問をさせていただきたいと思います。

今回の改正は、投票環境向上のための公職選挙法改正及びの改正、これを七項目にわたって行つたものでござりますけれども、公職選挙法につきましては、既に令和元年五月に更に先を行つた改正が行われるということでございます。投票立会人の要件緩和さらには、安全で迅速な開票のため災害時に離島から国土への投票箱の移送を不要とする、こういった改正でございます。

このため、今回のこの改正が行われたとして

国民投票法制定当時、平成十九年でございましたが、私もその一人として参画をさせていただきました。

そのときの考え方としては、原則として、国民投票と国政選挙を同時に行うということは余り好ましいことではない、むしろ想定していないと申しあげた方がよかつたと思います。言うまでもなく、これは衆参各院の三分の二以上の多数、すな

く、われ主要政党が一致して国民に憲法改正の賛否を問う国民投票、そして一方は、政権の奪還を目指し、あるいは政権を維持する、こういうことで政権を争う国政選挙、性格が全く違つておりますの

で、この二つを同時にを行うということになりますと、運動する側あるいは国民の側も混乱をするおそれがあるということで、両者を別個に行うことが適当である、これは私の私見でございます。

その上で、国会が憲法改正の発議を行つた後に衆議院の解散があつた場合、あるいは地方選挙なども含めると、結果として国民投票と国政選挙あるいは地方選挙が同時に実施されるということもあり得ないわけではございません。このようなども含めると、結果として国民投票と国政選挙あるいは地方選挙が同時に実施されるということともあり得ないわけではございません。このようなども含めると、結果として国民投票と国政選挙あるいは地方選挙が同時に実施されるということともあります。

この公選法改正におきましては、既に期日前投票につきましては、天災又は悪天候により投票所に到達することが困難である、このことが追加をされておりますので、この場合には期日前投票が可能となるということでございます。ただ、そうなると、国政投票で期日前投票を行つても、国政選挙の投票はできても国民投票の投票はできな

い、こういったことが生じてくるわけでございます。両者にやはり差がある場合には混乱が生じてくるのではないかなどいうふうに思つております。

その混乱が生じるのではないかということについて、発議者の見解をお伺いをしたいと思います。

○衆議院議員(船田元君) 御質問ありがとうございます。

も、依然として公職選挙法とのそこが残る、そういうことになるわけでございますが、この点について発議者はどのようにお考えでございましょうか。

○衆議院議員(中谷元君) 御指摘の二項目につきましては、改正法の施行の後、令和元年七月の参議院議員通常選挙で円滑に実施されたものと承知しております。

したがいまして、この七項目案の成立後、各党の合意を踏まえまして、可及的速度で国民投票法においても措置すべきだと考えております。

○磯崎仁彦君 ありがとうございました。

最高裁判所の裁判官、これは憲法七十九条によりまして、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際、またその後十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に国民審査に付される

ということになつております。

公職選挙法に基づく衆議院議員総選挙の投票環境と最高裁判所裁判官国民審査法に基づく国民審査、これは投票環境においては基本的に変わることがないというふうに理解しておりますが、総務省の見解をお伺いをいたします。

○政府参考人(森源一君) お答えをいたします。

最高裁判所裁判官の国民審査は、憲法第七十九条におきまして、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とすると規定されております。その上で、国民審査に係る投票手続について、最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条におきまして、同法及び同法に基づく命令に規定するもののほか、投票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例によることとされておりまして、選挙における投票環境に関するものは基本的に同様となつているものと承知をしております。

他方、国民審査の投票が、裁判官の氏名をあらかじめ印刷した投票用紙にバツの記号を記載する記号式投票制度を採用していること等に伴いまし

て、一部異なる取り方をされているものもあると承知をしております。

○磯崎仁彦君 ありがとうございました。

これまでいろいろな経緯があって、この公職選挙法と国民投票法において投票環境に差異があるわけですが、それとともに、今後、やはり社会の変化に応じて投票環境の整備、これが行われにくことだらうというふうに思います。先ほど発議者からも、アップ・ツー・データというか、そういうお話を出ました。

今国会においては、新型コロナウイルス感染症で自宅療養あるいは宿泊療養をする者、外出自粛を要請された濃厚接触者に対して郵便投票が利用できるようにする議員立法が検討されているというふうに聞きます。また、現在は、郵便投票の対象とされる身体に重度の障害がある者は要介護五の方に限られているわけですが、それでも、要介護四、要介護三を対象にする議員立法も検討されていたというふうに聞いております。投票権を使用しやすい環境を整えることは非常に重要なことだらうというふうに認識をしております。

投票環境の向上については改めてお伺いをしますが、不斷の検討をしていくべきと考えますけれども、発議者のお考えを伺いたいと思います。また、もう一点、投票環境の向上については、先ほど来質問させていただきましたように、公職選挙法、最高裁判所裁判官の国民審査法、国民投票法、やはり基本的には同じタイミングで同様の改正を行うことが妥当ではないかというふうに考えますが、発議者のお考えをお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(達沢一郎君) 投票環境の向上のよくなさの事項は、国民の利便性の向上の観点から当然のことでありますけれども、不断に検討をして見直しが図られていくべきものであろうかと思います。もちろんのこと、今回の七項目で終わりとするのではなくて、引き続き検討がなされるべきものであると提案者として考えております。また、衆議院総選挙と同時に実施されます最高

裁判所裁判官の国民審査につきましては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例によるとされておりますところから、投票環境の向上に関わることによって設置されました事項は国民審査において自動的にアップデートされることになります。

他方、国民投票につきましては、国民の権利的、失礼いたしました、国民の主権的権利の発動に関わることに鑑み、公選法とは異なりまして、公選法と運動規制についてできるだけ自由にという制度設計がなされておるところでございます。したがいまして、全体として公選法とは別の法的枠組みが採用されております。したがいまして、公選法と横並びの内容である投票に関する外的的部分につきましても、公選法と同様の規定が別途、国民投票法に設けられているところでございます。

いずれにいたしましても、投票環境向上に関わる規定につきましては公選法と同様であるべきことは当然でございますから、公選法で改正された際には、国民投票法におきましても速やかに同様の措置が講ぜられるべきものと考えております。

○磯崎仁彦君 ありがとうございました。

続きまして、修正案について質問をさせていた

だときましても、修正案について質問をさせていたいと思います。

今回のこの修正でございますけれども、原案に法施行後三年を目途とした検討条項を加えるといふものでございます。法施行後三年を目途といふことの認識について、まず発議者に、できれば各会派の発議者に答弁をお願いできればというふうに思いますし、さらに、三年をめどとされた理由及びその意味について、修正案の発議者にお伺いをしたいと思います。

○衆議院議員(中谷元君) 修正案におきまして三年という数字を設定された趣旨は修正案提出者から御説明があると思いますが、施行後三年といふのはあくまでも日途でありまして、与野党協議の上、可及的速やかに一定の結論を出すことを求められているということだと思います。

○衆議院議員(北側一雄君) 今の中谷さんの答弁

と全く同様でございます。

いずれにいたしましても、三年と書いてござい

ますけれども、できるだけ早く国民投票法に関する課題については衆議院側でしっかりと論議を推し進めて結論を出していきたいと思います。

○衆議院議員(馬場伸幸君) 我々日本維新的会は、この修正案自体に衆議院の憲法審査会では反対をさせていただいております。本会議においては、分離採決が認められずに一括採決でありますたので賛成ということになつておりますが、反対した理由は二つです。

この三年という数字ですね。この三年という数字が何を根拠にしているのかよく分からないと。三年ということではなくて、本来ならば可及的速度やかにというような法律用語を使つべきであるというふうに判断をいたしました。

もう一点は、この三年という数字を設定されたことによって、憲法本体の議論がストップさせるための道具として使われるのではないかというこ

とを危惧した結果、我が党としてはこの修正案については反対をいたしております。

もう一点は、この三年という数字を設定されたことによって、憲法本体の議論がストップさせるための道具として使われるのではないかというこ

とを危惧した結果、我が党としてはこの修正案については反対をいたしております。

最後に、一点質問させていただきたいと思いま

す。

この検討事項の二つ目にございます国民投票の

公平及び公正を確保するための事項についてござります。

先ほども発議者の方から答弁ございましたよう

に、選挙運動については、その選挙が財力あるいは威力、権力等によってゆがめられないよう、

時期とか主体とか方法等について細かく制限が加えられているわけでございます。他方、国民投票においては、先ほど発議者も答弁されましたよう

に、国民が自由に意見を交わすことができる、そ

の必要があるという考え方の下で規制は必要最小限にとどまつているというふうに認識をしておりま

す。

修正案提出者にお伺いをいたします。

この選挙運動と国民投票運動の違いということについてどのようなお考えなのか、質問をさせていただきたいたいと思います。

○衆議院議員(山花郁夫君) この国民投票法制定

当時、当時、民主党が、ですけれども、国民投票運動は国民主権と密接に結び付くものであるの

で、規制ゼロということをベースに制度設計をす

てはいるということもありますので、しっかりと慎重に審議をするという意味で、ある意味、あくまでも日途でございますので、現実的な期間ではまだかと認識をいたしております。

○磯崎仁彦君 ありがとうございました。

この検討条項に従いまして、私も、この国民投票法に関する議論、これは無論行つていかなければいけないというふうに考えますけれども、やはりこの国民投票法の議論について、例えば結論が出ていない、こういうことが憲法自体の議論を行えない理由にはならないんだろうというふうに思っております。つまり、附則に定める国民投票法の検討と憲法自体の議論、これは同時並行で行なうべきだというふうに考えております。これについては時間もございますので、答弁は結構でござります。

○衆議院議員(馬場伸幸君) は、この修正案自体に衆議院の憲法審査会では反対をさせていただいております。本会議においては、分離採決が認められずに一括採決でありますたので賛成ということになつておりますが、反対した理由は二つです。

この三年という数字ですね。この三年という数字が何を根拠にしているのかよく分からないと。三年ということではなくて、本来ならば可及的速度やかにというような法律用語を使つべきであるというふうに判断をいたしました。

もう一点は、この三年という数字を設定されたことによって、憲法本体の議論がストップさせるための道具として使われるのではないかというこ

とを危惧した結果、我が党としてはこの修正案については反対をいたしております。

もう一点は、この三年という数字を設定されたことによって、憲法本体の議論がストップさせるための道具として使われるのではないかというこ

とを危惧した結果、我が党としてはこの修正案については反対をいたしております。

最後に、一点質問させていただきたいと思いま

す。

この検討事項の二つ目にございます国民投票の

公平及び公正を確保するための事項についてござります。

先ほども発議者の方から答弁ございましたよう

に、選挙運動については、その選挙が財力あるいは威力、権力等によってゆがめられないよう、

時期とか主体とか方法等について細かく制限が加えられているわけでございます。他方、国民投票

においては、先ほど発議者も答弁されましたよう

に、国民が自由に意見を交わすことができる、そ

の必要があるという考え方の下で規制は必要最小限にとどまつているというふうに認識をしておりま

す。

修正案提出者にお伺いをいたします。

この選挙運動と国民投票運動の違いということについてどのようなお考えなのか、質問をさせていただきたいたいと思います。

○衆議院議員(山花郁夫君) この国民投票法制定

当時、当時、民主党が、ですけれども、国民投票運動は国民主権と密接に結び付くものであるの

で、規制ゼロということをベースに制度設計をす

べきではないかというアプローチを主張いたしましたとして、これに自民、公明両党の皆様方の御理解をいただきまして、与野党間で丁寧な協議がなされましたところでござります。

その結果、現在の国民投票運動は原則自由、その上で、国民投票の公平公正を確保する上で必要な不可欠な規制のみを設けるという基本理念の下、制度設計が行われたと承知をいたしております。

このような制度設計の結果、厳格な規制が行われている選挙運動と原則自由とされる国民投票運動は全く異なる制度となつております。これは、選挙等のケース、人を選ぶ、かつ一定の期間それを負託するとの違いまして、憲法というのは永続的に行われるものであるということ、非常に公職選挙法 자체がパズルのような法律になつております、萎縮することができるだけないようになります。つまり、国民投票運動がなされることが望ましいということで制度設計をしたものでございます。

修正案における検討事項の一つに、国民投票の公平及び公正を確保するための事項が掲げられておりますけれども、これは制定時に掲げられた基本理念を堅持しつつも、自由な国民投票運動と国民投票の公平公正、このバランスが崩れていないのかどうかをいま一度チェックして、所要の措置を講ずることを求めるものでござります。

○磯崎仁彦君 時間ですので終わります。

ありがとうございました。

○那谷屋正義君 立憲・社民の那谷屋正義でござります。

早速質問に入りたいと思いますが、衆議院における採決の際に、いわゆる投票環境の向上に真に資するのかという、そうした課題もまだ残されたままであつたわけですから、それが、そういった疑問をある程度払拭することができるのでないかということで、我が党の修正案で今後の検討課題としてそれらを網羅する附則が加えられて、与党もこれを丸のみをされたというふうに理解をしております。

ところが、その附則の解釈に様々な隔たりのあることが分かり、国民に大きな混乱をもたらしているのは大変残念なことであります。

そこで、まず修正案発議者にお尋ねをいたします。附則の意味するものについて、簡潔にお述べいただきたいと思います。

○衆議院議員(奥野総一郎君) 附則の意味でありますけれども、憲法九十六条においては、憲法改正は国会の提案に対しても国民投票による国民の承認を得なければならないと規定していますが、その趣旨は、まさに憲法の言うところの国民主権原理に基づいて、主権者たる国民の意思による改正案の承認を求めるものであります。

そして、その手続としての国民投票法において投票環境が整備され、公平及び公正な投票が確保されるということは、まさに明確な国民の意思を表明するという、しなければならないという憲法上の要請だというふうに我々は理解しているところでございます。

そして、現行の国民投票法については、我々は公平及び公正が確保されるという憲法上の要請が満たせなくなつてきているんじやないかというふうに判断をしています。

したがつて、この附則の検討を踏まえ、法制上の措置その他の措置が講じられるまでの間は、発議をし国民投票を実施することは発議者としての私としては許されないというふうに理解をしているところであります。

なお、憲法の議論については、七項目案の成立によつて、このC.M規制を中心とする国民投票法に係る憲法上の要請が放置され、C.M規制、公平公正を確保しないという国民投票法に係る憲法上の要請が放置され、憲法本体議論だけが進んでしまつてはならないかということを我々危惧をしております。本体、憲法本体議論、何も書いてありません、この条文には書いてありませんが、実施するに至つてもこの点に対してやっぱり留意が必要だと考えます。

なお、私としては議論を妨げるものではないと

思いますが、しかし、まず政治的には、附則四条に定める措置をきちんと議論をして答えを出すべきだというふうに思っています。

議論については、いずれにせよ、憲法審査会の幹事会等で与野党円満な協議の中で決定されるべきものと考えますが、発議については、法の趣旨としてできないというふうに私としては理解しています。

○那谷屋正義君 今、発議はできないというふうな見解であるということでありますけれども、先ほど申し上げましたように、与党は採決に当たつてこれを丸のみをされたと、当然発議者としても同じ思いでなければ国民が混乱をするわけでありますけれども、それを受けて、発議者の方にお伺いをしたいと思います。

この修正案に対してもどのような見解をお持ちなのか、お答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(北側一雄君) この検討条項につきましては、今おつしやったように、投票環境向上に関する追加二項目、それからC.M規制等に関することについて検討するというふうに書いてあるわけだと思います。

私ども衆議院の方の審査では、我々提出者の側は、その法案審査、また自由討議におきましてわけだと思います。

こうした附則を検討条項として設けることについては全く異論のないところでございます。

ただ、先ほど議論が出ておりますとおり、こうした国民投票法に係る論点について、しっかりと議論のないところでございます。

なつては、この議論についてもつかり議論しましよう、それはお約束をしますということを貫して答弁をしてまいりました。したがつて、

ども、三年以内にといふことが、もつと本当は、三年と言わずに可及的速やかにといふなお話がございました。

憲法改正というのはそんなに可及的速やかに行なわれるのはなかなかどうなのかとも議論が必要なのではないかなど私は思つてはいるところであります。

憲法改正の際は、いざれにせよ、憲法審査会の幹事会等で与野党円満な協議の中で決定されるべきものと考えますが、発議については、法の趣旨としてこれを丸のみをされたと、当然発議者としても同じ思いでなければ国民が混乱をするわけでありますけれども、それを受けて、発議者の方にお伺いをしたいと思います。

議論については、いずれにせよ、憲法審査会の幹事会等で与野党円満な協議の中で決定されるべきものと考えますが、発議については、法の趣旨としてこれを丸のみをされたと、当然発議者としても同じ思いでなければ国民が混乱をするわけでありますけれども、それを受けて、発議者の方にお伺いをしたいと思います。

議論については、いずれにせよ、憲法審査会の幹事会等で与野党円満な協議の中で決定されるべきものと考えますが、発議については、法の趣旨としてこれを丸のみをされたと、当然発議者としても同じ思いでなければ国民が混乱をするわけでありますけれども、それを受けて、発議者の方にお伺いをしたいと思います。

議論については、いずれにせよ、憲法審査会の幹事会等で与野党円満な協議の中で決定されるべきものと考えますが、発議については、法の趣旨としてこれを丸のみをされたと、当然発議者としても同じ思いでなければ国民が混乱をするわけでありますけれども、それを受けて、発議者の方にお伺いをしたいと思います。

議論については、いずれにせよ、憲法審査会の幹事会等で与野党円満な協議の中で決定されるべきものと考えますが、発議については、法の趣旨としてこれを丸のみをされたと、当然発議者としても同じ思いでなければ国民が混乱をするわけでありますけれども、それを受けて、発議者の方にお伺いをしたいと思います。

議論については、いずれにせよ、憲法審査会の幹事会等で与野党円満な協議の中で決定されるべきものと考えますが、発議については、法の趣旨としてこれを丸のみをされたと、当然発議者としても同じ思いでなければ国民が混乱をするわけでありますけれども、それを受けて、発議者の方にお伺いをしたいと思います。

○那谷屋正義君 発議についてのお答えがありま

せんでしたけれども、この間のお話を聞いていま

して、先ほどの三年以内の質疑もありましたけれ

常識であります。そういう意味で、まず憲法上の要請として、当たり前のことですけれども、民章がきちんと表れる公平公正な手続でなきやいけないといふことがます根本にあります。

さて 現行の国民投票法 できた当時は そういうことが配慮されて当時はできていたというふうに理解をしていますが、ただ、そのときも、いわゆるテレビやラジオのスポットCM規制については議論がありました。その扇情的な影響力ですね、テレビというのは非常に、メディアは影響力がありますから、その影響力を鑑みて、スポットCMなども含めて量的な規制を法律ですべきじゃないかという議論も当時もあったといふうに理解していますが、その当時は、なるべく報道の自由、表現の自由に配慮をして、民放連が自主規制をやるということで収まつたというふうに私は聞いているところであります。

民投票法の不可欠な要素ですね、構成する前提、不可欠な要素だというふうに立法者の意思としてあつたんだというふうに思います。

ところが、民放連は、その後、自主規制憲法審でも民放連の方に来ていただいて、私も、あれ二年前でしたかね、質問をしましたけれども、制定時の約束をほごにして、量的規制はやっぱり無理だと、ガイドラインは作れないんだというふうに、けつをまくつたと、言葉は悪いんですけど、まくつてしまつたということなんです。ということは、現行法の前提がもうくも崩れてしまつたことがあります。これが一つですね。

それからもう一つ、制定後十年がたつて、制定時に想定しなかつたような事態が起こってきていると。それは、ネットで世界がつながると、グローバル化、ネット化の進展でありまして、ケンブリッジ・アナリティカという、あれ、玉木さんとかよく言うんですけれども、ネットフリックスなど、でやっていましたね。私も見ましたけれども、御覧になると分かりますが、「ブレグジットやそういう大統領選のところに、ビッグデータを使って直

接フェイスブックなんかで有権者に働きかけをすると、資金量をもつて働きかけをして、投票量に、投票行動に影響を与えると、こういうことが今や現実のものとなっているんですね。是非これ御覧いただければと思いますけれども、現実のものとなっています。

だから、こういったことについてどう考えるか  
ということですね。資金量の多寡に応じて投票結果  
が左右されるんじやないかと。もうちょっとと言  
うと、外国政府が我が国憲法改正の結論に影響

を与える可能性があるわけですよ。資金、外國政府が陰で資金を供給して、ネットのCMやあるいはテレビのCMを大量に打つて、憲法改正の内容に影響を、結論に影響を与える可能性が出てきているわけですね。こうしたことでもやっぱり現行法の制定時にはなかつたことあります。

以上の代表的なこと二点をもつて、我々は、現

行の国民投票法については、制定時とは異なつて、公平及び公正を確保しなさいと、投票の公平及び公正を確保しなさいという憲法上の要請を満たせなくなつているんではないかということで判

断をして、七項目を始めとする投票環境の向上に係る措置に限らないで、根本的にここは議論をしてはどうですかとずっと申し上げてきたんです。これをやらないと、発議してもちゃんととした結果

が出ませんから。皆さん、そう思いませんか。だから、我々はこれをずっと主張してきました。で、国民投票法の抜本改正案というのを原口さんと私と、あと源馬さんかな、旧国民民主党で二〇一九年五月二十一日に提案をして、以来ずっとこの七項目との並行審議を求めてきましたけれども、現在に至るまで、これは議論を据え置き、御審議をいただいていないわけであります。

そこで、この四項目の成立によって、国民投票法に係る憲法上の要請、我々が心配していることがそのまま放置されないかと、心配しているわけですよ。とにかく与党は四項目やりたくてしようがないとよく分かるんですが、でも、四項目、仮に無理やり発議しても、この手続がきちんと

としていなければちゃんととした公正な結果は生まれない。

れませんから、だから、その四項目をやろうとい  
う方にもやつぱりここは御理解をいただきたいと  
思うんです。ですから、私はもちろん四項目に反  
対ですけどね、与野党を超えて、だからこそ、こ  
ういったところを議論していただきたいと。で、  
法律のそれ自体の中に明文規定をもつてこういう  
担保規定を設けたところであります。

趣旨、目的について言えば、最後ね、それについて言えば、先ほど申し上げたように、発議はなかなか、私の解釈では、法律上ですね、憲法の要請を中心としているから、この条項が制定されるべき

○那谷屋正義君 丁寧な解説ありがとうございま  
す。 言い聞かれていたから、この多忙な状況におおむね  
もつて発議はできないということだと思います。  
ちよと長くなりましたが、以上です。

した  
ちよつとこれ、直接的に与党の発議者の方への質問通告になつていなかつたかもしませんが、先ほどの修正案の見解の中で、今回、修正案の中

に、今回の法案は投票環境の向上に資するものということでしたけれども、そこには直接触れておりませんが、附則の中で、公正公平な投票権を確保するということ、これはもう私は大前提だとい

うふうに思つんだけれども、その辺については  
否定はされないということでおろしいでしよう  
か。与党の発議者の方、済みません。

国民投票においても公平公正を図っていくといふのは当然のことだと思います。そのための環境向上に向けてこれからもしっかりと取り組んでいきたい

いし、だからこそ、この国民投票法の改正案についても早く通していただきたいということをお願いをしてきたわけでございます。

議論をして、しっかりと結論を出していきたいと思つております。  
○那谷屋正義君 ありがとうございます。公正公平なというのは共通理解を得たというふうに思つております。

さて、公正公平な投票権の確保という部分にお

いては、実は衆議院でたくさん議論をされたと田嶋議長がおっしゃいましたが、いわゆる原案の七項目のうちの二項目については依然として疑義が残ります。その部分についても私は今日質問する時間がございませんけれども、是非こういったことをしっかりと今後も議論をしていきながら、国民が混乱をしないような形で国民投票法案にしなければいけないというふうに思っています。

私自身は思つてゐるところでありまして、どうか衆議院の今後の憲法審査会においても、直ちに改正条項について云々ぢやなくて、もうやはりこれ最も優先してしっかりと議論をして、これがうづき

る貴体失ひにして、かくの如きこれが何事か、わざわざお詫び申す。しかし、まあ船に例えるのがいいかどうか分かりませんでしたが、まあ船に例えるのがいいかどうか分かりませんけれども、例えば改正項目について、いろいろ用意した、用意して国会で発議はして、

たところが、それを国民投票に付したところ、これは公正公平に反するということでひっくり返されるよう、いわゆる欠陥だらけのものであつては絶対にならないと、立法府の責任においてそ

れはあつちやんけない」というふうに思いますので、そういうところからしっかりと議論をしていただきたいというふうに思いますけれども、最後に、修正案の発議者の山花さん、幹事でもいらつ

しゃると思いますので、見解をお願いしたいと思います。

今御指摘のとおりで、現行法の状態で、思考実験が「一相違」、「二相違」などとされ、公正是確保するためとすることで規定をいたしております。

駄になりますけれども仮に何が発議かされたとします、で、国民投票が行われたとしても、公平性、公平性が十分に担保されていない、確保されていらない状態であると考えます。したがつて、こ

の措置が講じられないで国民投票が行われたとしても、投票の結果に対する納得感というものが非常に得られないおそれがございます。ちょっとと法的確信が揺らぐと言うとちよつと言ひ過ぎかもしけれども、そういういた状態になるおそれ

これがございますので。

先ほど来、与党の発議者の方からもござります

七思ひ出す。

とおり、投票人である親が子供を投票所に連れて

御指摘のように、例えば平成二十九年の衆議院

六

先ほど来、与党の発議者の方からもござりますが、憲法審査会で憲法の議論について行うこと 자체は、特に審査会における調査権限を行使をしたからといってそれが直ちに発議という話にもなるわけでもございませんので、その限りにおいては、C.M規制等との同時並行、それ 자체はあり得ることかとは存しますけれども、御指摘のように、このルールの策定についてはできるだけ精力的に実施をしてまいりたいと思いますし、この占についても、私自身は衆議院の側の幹事を務めてまいりたいと思つております。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

法及びそれに密接に関連する基本法制の調査任務を全うすべく、こういうふうにあります。集団的自衛権の行使容認等の憲法問題を調査審議すべきとの、これは幹事会協議事項というふうに参議院議員

はまだ多々あるように思いますので、是非衆議院でもそういったことについてもしっかりと議論をするべきであります。しかし、憲法、仮にですよ、これは私が言っているんじゃなくて世論が言っている部分なんですが、憲法を守らない国会議員が憲法改正の発議をする権利があるのかと、こういうふうな指摘がありますから、そういうことにしっかりと応えていくべく議論を衆議院の方でもお願いをしたいというふうに思いますが、どうぞお聞き上げまして、質問を終わりたいと思います。

本改正案は、憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるということを目的として提出されています。改めて、今回の改正の必要性を基礎付ける立法事実とその意義について、発議者から説明を求めたいと思います。その際、七項目は民主主義の基盤に関するとの昨年十一月の衆議院憲法審査会でございました。こうしたことの具体的な意義を踏まえながら御答弁をお願いしたい

○衆議院議員(北側一雄君) 投票機会をできるだけ保障していく、また、投票の利便性をできるだけ拡大していくということは、やはり有権者の方々、投票者の方々が投票しやすい、また投票で投票すると、こういう環境、条件をしっかりと整えていこうというものが今回の七項目のそれぞれの趣旨なんだというふうに理解をしております。

例えば、共通投票所制度、投票日当日に大型の商業施設等々で投票ができる、投票しやすくなります。また、船員の方々、長期で海に行つていらっしゃる、そういう方々の投票権を保障していく、また拡大していくというのが今回の七項目のそれぞれの趣旨でございまして、そういう意味では民主主義の基盤に関わるものというふうに申し上げたところでございます。

○西田実仁君 次に、投票所に入場可能な子供の範囲の拡大の意義、そして若年層の投票率の向上についてお伺いいたします。

平成二十八年の公選法改正によりまして、投票所に入ることができる子供の範囲が、幼児から児童生徒その他の十八歳未満の者に拡大をされました。この改正は、選挙権年齢の満二十歳以上から満十八歳以上への引下げが実現し、また、各選挙を通じまして若年層の投票率が低くなる中で、選挙人である親が子供を投票所に連れていき、現実に投票している姿を見せることが将来の有権者への有効な啓発、すなわち主権者教育に資するという考え方などから提案されたものであります。

今回の改正案によって、憲法改正国民投票法についても公選法と同様、投票所に入ることができる子供の範囲が拡大されます。国民投票という貴重な機会を将来の有権者となる子供たちに実際に見せることは、まさに大変効果的な主権者教育になり得ると考えますが、本改正項目の趣旨について、主権者教育として持つ意義、効果という視点を含めながら、発議者の見解を伺いたいと思いま

つて現実に投票している姿を子供に見せることは、子供たちに早い段階から、社会のとして、また将来の有権者としての自覚を持ちもらう、こういう意味で大変重要だということか、あるいはリアルな主権者教育だといふ位置付けております。

このような観点から、今回の改正案にちは、投票人は十八歳未満の者であれば誰でもすることができるよう措置をするということをいまして、このことと併せて、主権者教育をしましても更に力を込めていかなければいけと考えております。

○西田実仁君 若年層、十歳代の投票率を目ますと、選挙権年齢が引き下がりました最初政選挙は平成二十八年の参議院選挙でしたがのときこそ四六・七八%であつたものが、その後、平成二十九年の衆院選では四〇・四九%

和元年の参院選では三・二八%と  
低下傾向にござります。  
昨今の国政選挙において若年層投票率が軒  
低下傾向にあることをどのように受け止めて  
れるでしようか。また、今回の改正を一つの  
として、憲法改正国民投票に関する若年層へ  
心の喚起、ひいては選挙一般についての関心  
起につなげていくことが重要ではないかと申  
すが、発議者の見解を伺います。

○衆議院議員(達沢一郎君) 西田先生と全く  
の問題意識、また、ある意味で危機意識を持  
ふるところでござります。

私は、ここ数年、自由民主党選舉制度調査委員会として、投票環境の整備、一人でも多くの皆様に利便性を確保する中で選挙していただく、していただき、そのことに努力をしてまいりました。これからも多くの皆様と一緒に努力を続ければならないと思っておりますが、同時に、今御指摘のような現実を直視することも大切であらうかと考えております。

教育についての議論が大変になつてしまつて、向伴ごとに向いていたり、投票率は約四〇%と報告をされております。この数字は、令和元年に行われました参議院選挙でもほぼ同様の水準であつたと理解をいたしております。

全体として若年層の投票率が低くなつているという点についてしつかり認識をし、そのことに対する努力を不斷に重ねてまいりたいというふうに思います。若者の政治への関心を高め、投票率を向上させる。このことへの努力が非常に重要です。

また、憲法改正という国民の権利義務や国の将来の在り方という大きな問題につきましては、若年層への問題意識を持つていただくということは当然大切なことであります。若い世代と同時に、働き盛りの世代の皆さん、あるいは高齢者の皆様、国民挙げての議論が大事になつてしまつますので、国民投票法報協議会による広報や、あるいは国民投票運動を促進することによりまして、若年層の関心、また国民の皆様全般に対する関心の高まり、そのことが実現できるよう努めをしてまいりたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

○西田美仁君 ドメステイック・バイオレンス、ストーカー被害者に係る投票人名簿の閲覧許可の運用方針等についてお聞きしたいと思います。

平成二十八年の公選法改正のきっかけとなりました総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会報告におきましては、近年、DV及びストーカー行為の認知件数が増加を続けていることを背景に、選挙人名簿の抄本の閲覧制度については異なる厳格な制度運用を求める声が強くなつていい。それから、DV及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本については、閲覧の申出がないこととする方向で考えるべきと提言されて

います。

なお、この点につきましては、平成二十八年、当時の総務副大臣から、研究会の指摘があつたことを踏まえ、本法案による改正に合わせ、その対応を検討してまいりたいという答弁もなされていました。そこで、まず総務省にお聞きしたいと思いま

DV、ストーカー被害者保護の観点から、選挙人名簿の抄本の閲覧について現状でどのような取扱い、運用がなされているのか、平成二十八年の総務省の答弁を踏まえて、その後の対応状況をお聞かせください。

○政府参考人（森源一君）お答えをいたします。

選挙人名簿の抄本の閲覧については、公職選挙法上、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあると認めるときは、市町村の選挙管理委員会は申出に係る閲覧を拒むことができる。されおりまして、こうした観点から、総務省では、DV及びストーカー被害者に係る閲覧について、これまで数度にわたり留意事項を通知してきましたところでございます。

さらに、総務省において開催した、御指摘の投票環境向上方策等に関する研究会報告において、被害者に係る選挙人名簿の閲覧については、申出がいざれの者からなされた場合でも、原則として閲覧させないこととする方向で考へるべきとされましたけれども、加害者から被害者の選挙人名簿の抄本の閲覧の申出がなされた場合には、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがある申出として閲覧を拒否すること、第三者から申出がなされた場合であつても、申出に係る選挙人が支援対象者である場合には、その閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときとして閲覧を拒否することができますけれども、申段の申出がない場合には、被害者を除く申出であるとみなし、被害者に係る記載のある部分以外の部分に限つて閲覧に供することを原則とすることを改め

て通知したところでございます。

各市町村の選挙管理委員会におけるDV及びストーカー被害者に係る情報管理の具体的のやり方にについて網羅的に把握しているわけではございませんが、例えば被害者が含まれない形で閲覧用名簿を打ち出す機能を選挙人名簿システムに実装するなど、総務省通知踏まえ適切に対応していただいているものと承知をしておりまして、引き続き対応について徹底してまいりたいと存じます。

○西田実仁君 その上で発議者にお聞きしたいと

思いますが、今回の改正案では、憲法改正国民投票の投票人名簿にも抄本の閲覧制度が創設される場合には、上記の選挙人名簿で懸念されている課題が投票人名簿にも当てはまることがあります。

今後、仮に本改正案が可決、成立し、投票人名簿にも閲覧制度が創設された場合、DV、ストーカー被害者の保護を図る観点から、選挙人名簿と同様、厳格な制度運用が不可欠であると考えます。被害者保護の観点から、投票人名簿の抄本の閲覧許可についてはどのよう運用がなされるべきとお考えか、発議者の御認識を伺います。

○衆議院議員（達沢一郎君） ただいま総務省の方から選挙人名簿の閲覧の運用に関する説明がございましたけれども、本改正によりまして、閲覧制度の導入の趣旨が改めて明確にされるべきと考えております。

選挙における閲覧制度と同様に、選挙人名簿の内容確認手段につきましては、個人情報保護の観点から、閲覧できる場合を投票人本人が投票人名簿における登録の確認をする場合に限定をさせていただいているところでございます。

このため、投票人名簿の閲覧制度が運用される際には、選挙人名簿の閲覧制度の運用と同様に、DV被害やストーカー被害の保護が図られるよう、不適切な申請を確實に排除する等の措置が講じられ、厳格な運用がなされるものと理解をいたしております。

○西田実仁君 次に、洋上投票の対象の拡大につ

いてお伺いしたいと思います。

二〇一六年、公職選挙法の改正によりまして、日本国民である船員が二人以下の場合でも洋上投票は可能と、その対象が拡大されました。不在者投票管理人者、立会人を置かずに洋上投票が可能な例えは被害者が含まれない形で閲覧用名簿などが、例えば投票に係る規定の整備、また投票立会人の選任の要件の緩和につきましても、今後速やかに国民投票においても同様の措置がなされるべき

ことではありません。国民の利便性向上の観点から不断に検討、見直しが図られなくてはなりません。当然のことではなく、引き続き必要な検討がなされることでありますけれども、七項目で終わりという

そもそも、投票環境の向上のような事項につきましては、国民の利便性向上の観点から不断に検討、見直しが図られなくてはなりません。当然のことではありませんけれども、七項目で終わりという

ことではなく、引き続き必要な検討がなされることでありますけれども、七項目で終わりとい

ます。

○衆議院議員（達沢一郎君） 既に公選法で措置を

されております御指摘の二項目につきましては、改正法の施行後、令和元年七月の参議院議員通常選挙で円滑に実施をされたと理解をいたしておりました。したがいまして、この七項目案の成立後、各党の合意を踏まえまして、可及的速やかに国民投票法におきましても措置をさせていただきました。

す。

○衆議院議員（達沢一郎君） 改めて、拡大洋上投票の手続きにつきまして確認をさせていただきたいと思います。

まず、出航前に船員が指定市町村の選管から投票送信用紙及び確認書の交付を受けます。次に、出航後、投票に先立ち、船員が指定市町村の選管

にアクセス、ファクシミリで確認書を送信し、指

定市町村の選管が船員にそれを受信した旨を連絡

をいたします。その上で、選挙期日の公示後、船

員が投票の記載をして、ファクシミリで送信を

し、投票記載部分を封筒に入れ、必要事項記載部

分を封筒に貼り付けます。最後に、帰港後、戻っ

た後ですね、帰港した後に船員が指定市町村の選

管に封筒を送致し、さらに、選挙人名簿登録地市

町村の選管に送致をする。以上のよう手続となつております。

このように厳格な一連の手続を経ることで、ま

たファクシミリの送信も選管の業務時間内に限る

とさせていただいておりますが、二重投票の防止、つまり不正の入り込む余地を極力排除した、

そういうふたシステムを採用することといたしてお

ります。

○西田実仁君 公選法並びに公選法並びに申上げますと、令和元年に成立した改正公選法の内容のいわゆる二項目、すなわち天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備、また投票立会人の選任の要件の緩和につきましても、今後速やかに国民投票においても同様の措置がなされるべき

ます。

まず、現行の郵便投票の対象範囲の拡大につき

ましては、例の介護保険制度における要介護度の方についてございますが、現行では要介護度五の方に郵便投票の権利が与えられているわけでありますけれども、これを要介護度四及び三にまで対象範囲を拡大をする法案が与党において既に党内手続を終え、野党各党にも呼びかけを行わさせていただいている、そのような状況にあると理解をいたしております。

また、現在の新型コロナ禍の緊急事態におきまして外出自粛の要請を受けている有権者、選挙人の投票の機会を確保することも、参政権といつた重要な憲法上の権利保障のために喫緊の課題であると考えております。このことにつきましては、まさに現在与野党におきまして特例的な郵便投票を整備する方向で議論がなされております。

もつとも、この特例法は、新型コロナ禍という特殊事情を踏まえました特措法を用意をされていましたが、すぐにも想定される選挙を念頭に置いたものでございまして、これが国民投票に導入するかどうかにつきましては別途の議論がやはり必要になつてこようかと、そのように理解をいたしております。

○西田実仁君 最後に、修正条項について北側議員にお聞きします。

三年は当該条項に限定列举された手続事項のみを議論する、あるいはそれが一段落した後に本体の議論に入るとの解釈が前提となつているのかどうか。これにつきましてどのようにお考えか、御認識をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(北側一雄君) 附則に書いてござります検討条項の中には、憲法改正の発議、また憲法本体の論議に関する言及というのは一切ございません。

かつて国民投票法を改正したとき、憲法改正の発議については、かつては十八歳投票権の問題等々三つの宿題というのがありまして、それは国民投票法の施行そのものとリンクをされておりました。したがつて、そうした十八歳投票権の問題等について解決をしないと国民投票法そのものが

動かない、こういう状況だつたわけです。しかしながら、この問題については、平成二十六年の中谷議員によりましてこの三つの宿題を解決をいたしました。

したがつて、今回はあくまでリンクはしてないわけでもございまして、法制的には、これは憲法本体の議論はもちろんのこと、憲法改正の発議もいすれにしましても、先ほど述べておきますとおり、CM規制等の問題については非常に重要な問題でございますので、しっかりと各会派で議論を積み重ねまして、できるだけ早く一定の結論を出していきたいと考えております。

○西田実仁君 終わります。

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文です。

発議者の皆さん、提案者の皆さん、今日は御苦労さまです。

この附則第四条は、施行後三年をめどにCM規制や外国人寄附規制などについて必要な措置を求めてお伺いしたいと思います。

この附則第四条は、施行後三年をめどにCM規制や外国人寄附規制などについて必要な措置を求めてお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(中谷元君) 法律的には全く言及がされておりませんので、いずれも、二つとも可能であるというふうに認識をいたしております。

○衆議院議員(山花郁夫君) 法律上の話としては先ほど申し上げておるとおりで、これは共通の認識を持つております。

それと、ただ、先ほど申し上げておるとおりで、政治的には結局、その結果に対する信頼性が失われてしまつますので、それは難しいのではないかということを申し上げておるところでです。

また、コマーシャルの議論につきましては、我々も大変重要なテーマだと認識しておりますので、この法律の成立後は議論を加速してできるだけ早く結論を得るべきだと思いますが、残念ながら、衆議院の審査会の方はなかなか幹事懇や審査会が開催できないような状況になつておりますので、できるだけ精力的に議論ができるようにお願いいたします。

○衆議院議員(山花郁夫君) 法律上の話につきま

しては、今、中谷発議者、また先ほど北側発議者からも、成立時のように、法制制定時に停止条件が付いていたわけでは今答弁があつたとおりです。ただ、こちらから求めているのは、その法制上の話としては今答弁があつたとおりです。

ただ、実際に発議をしたとしても、その結果に対する信頼性が極めて搖らぐだろうということで、それは政治的には難しいのではないかということでお申し上げているところでございます。

○松沢成文君 山花議員、同じお隣に座つてゐる立憲民主党の奥野委員とか、あるいは今井委員は、こうちゃんと衆議院の審査会で答えてるんでは、国民投票関係の課題を解決しない限り国民党の発議はあつてはならない、あるいは奥野委員は、国民投票において欠けてる公正さを確保する措置がなされるまでは憲法の改正は発議できませんけれども、端的に聞きますから

○衆議院議員(山花郁夫君) 法律上の話としては先ほど申し上げておるとおりで、これは共通の認識を持つております。

○衆議院議員(山花郁夫君) 先ほど申し上げておるとおりのところになりますけれども、法制上

の新藤筆頭幹事との間で確認されている内容についてお答えいただきたい。

○衆議院議員(山花郁夫君) 先ほど申し上げておるとおりのところになりますけれども、法制上

の新藤筆頭幹事との間で確認されている内容についてお答えいただきたい。

○衆議院議員(山花郁夫君) 法律上の話としては先ほど申し上げておるとおりで、これは共通の認識を持つております。

○衆議院議員(山花郁夫君) ごめんなさい、最終確認といふのは、ごめんなさい、御質問もう一度お願いいたします。

○衆議院議員(山花郁夫君) ごめんなさい、最終確認といふのは、ごめんなさい、御質問もう一度お願いいたします。

して答えていなんです。ですから、この問題についての統一的な確認、どういうふうにこの修正部分を判断するのか、同時並行で審議ができるのか、それとも国民投票関係の審議が、措置がとられるまで憲法の本体の審議とかあるいは発議ができないと考えるのか、どちらの方向で行くのか、その確認は取れていますか。

○衆議院議員（山花郁夫君） 済みません、ちょっとしやくし定規な答えになつちやうかもしないんですけど、御容赦いただきたいと思います。私は新藤筆頭との間で協議をしてきたのは先ほどのところです。その上で、最終的には現場を離れて国対とか政党間での協議のところになりますので、最終的な確認というお問い合わせになるところです。ちょっとしやくし定規で恐縮ですが、御容赦いただきたいと思います。

○松沢成文君 今、両党の発議者、提案者の意見を聞いてきましたが、自民党の中谷委員の方からは、両方並行で審議ができると、そして、もちろん国民投票法のこれから在り方について早く結論を出すことは重要だけれども、憲法本体の審議や発議を妨げるものではないという考え方です。

一方で、立憲民主党の山花議員は、法的とか政治的とか、少し分かりにくい議論もありました。いや、そこまではできないんじゃないかなと、やつても政治的にこれは難しいんじゃないかな。あるいは 奥野委員も衆議院の審査会で、それはできないとはつきり言っているんですね。

さあ、これ、やはり参議院に法案がこれ合体して送られてきたんですから、立法の趣旨、あるいは修正部分の解釈が一本化されていないと参議院は審議できませんよ、そこが分からんんだから。やっぱりこれ、二院制なんだからね。

さあ、そこで、会長、来週のこの審査会までに、衆議院憲法審査会として、この立法の趣旨、修正部分の解釈について衆議院憲法審査会の統一

見解を持っていただきたい。それを基に我々参議院では審議しないと、だつて、立法の趣旨、修正案の解釈が違うわけですから。この解釈の違いは今後の憲法審査会の審議の在り方を決定付けるわけですよ。

○会長 林芳正君 ただいまの件につきましては、後刻幹事会において協議をいたします。

○松沢成文君 それでは、国会法百二条の六条で定められているように、憲法審査会の目的というのは、憲法改正の原案審議。それから憲法改正の発議、さらには国民投票に関する法律案の審査、これが簡単に言えば三大目標みたいなものなんですね。この規定からすれば、とても国民投票法案の審議が改正原案の審議や発議に優先するとは、この国会法を見ても考えられません。また、先ほど議論ありました十八歳投票権などの三つの課題を解決した平成二十六年改正によって国民投票法に係る期限は撤廃されておりまして、既に国民投票を実施する環境は整っております。さらに、今回の法案修正部である附則第四条の法文をどのように読んでも、国会自らを縛る要素は見出せません。

○松沢成文君 この一体となつた改正法案の提案者の中で、発議者、提案者、解釈がこのように真っ向から対立して、法的安定性を大きく損なう、これ失礼な言い方ですけど荷崩れ法案のようないい處であります。これが今参議院に送られてきているんですね。このままでは必ず審査会の今後の運営方法をめぐって混乱します。再び機能不全に陥るのは火を見るよりも明らかであります。

これまでの三年間、いろんな政局が絡んでほとんど憲法審査会、衆議院も参議院も審議行われませんでした。今後も、今回の修正案で、三年間はこちらの議論が優先ですよ、憲法の本体の議論に入らない、また今後三年間憲法の本体の議論に入れませんよと言う方がおられますので、そうなると、また今後三年間憲法審査会が全く実質的な議論や改定案の前向きな議論が行わずに終わってしまう可能性もあるわけですね。

○衆議院議員（馬場伸幸君） 先ほどの修正案の件でございますが、検討条項に、繰り返しになりますが、改正発議や本体論議の関係について一切の言及はないということを改めて申し上げておきました

正案の提出考えています。是非とも皆さん参考資料見ていただきたい。配付資料ですね。

具体的には、この修正部分である附則第四条に二項を設けて、前項の規定は、国会が、同項に規定する措置が講ぜられるまでの間ににおいて、日本憲法の改正案の原案について審議し、日本国憲法の改正の発議をすることを妨げるものと解してはならない、こういう規定を追加するものであります。これはまさしく自民党や公明党や維新や、あるいは国民の皆さん、憲法審査も前向きにやってきたい、これをきちっと担保するための条項であります。

さあ、この修正案の必要性について、自民党的な意見を聞きたい、これをきちっと担保するための条項であります。

○衆議院議員（中谷元君） 日本維新の会の憲法改正に対する真摯な議論につきましては敬意を表したいと思います。

また、修正によつて盛り込まれた検討条項は、衆議院の憲法審査会で新藤筆頭幹事、また北側幹事らが度々述べたことを法案に盛り込んだものであります。その内容については全く異論がありません。すなわち、先ほどから述べているように、検討条項の中においては憲法改正の発議、また憲法本体の議論に関する言及は一切ないのです。法的にはこれらに対する制約がないということは明らかであります。この原案の審議と発議は、国会そして衆議院の憲法審査会の重大な所掌事務の一つであります。これを妨げるものと解してはならないという趣旨はもう手を挙げて賛成するものでございます。

したがいまして、我々としても、コマーシャルの規制に関する議論については大変大事なテーマであると認識しておりますので、早期に議論をして改正できますように議論を精力的に行うべきだと考えております。

○松沢成文君 是非とも自民党の皆さんも、こういう修正案がきちんと組み込まれれば、今後、憲法審査会の議論は前向きに進みます。憲法本体の



り得ることは、これはあり得ると思つております。しかし、現時点においては、その立法事実に特段の変化はないということで検討の必要はない、このように考えた次第でございます。

○衆議院議員(山花郁夫君)

過去の経緯については、今、船田発議者の方から御説明があつたところがござります。

矢田委員問題意識の、投票率は本来高い方が望ましいということについては、制定時にもいろいろ議論がございました。その一つが、先ほど磯崎委員から御質問いたしました中になりましたが、選挙のときのように、例えば、これ憲法改正の国民投票ですから、賛成派、反対派の人、いろんなところで、全国でいろんな動きをすると思います。

例えば、駅前でティッシュ配る人が出てくるかもしない、飲みに行つた席でおくる人も出てくるかもしない。だから、そのため一々摘要されちゃうんじやないかとか、そういうことで委縮しちゃいけないということが、一つは投票率の関係でいうと、先ほど答弁申し上げましたけれども、選挙との違いで、原則規制ゼロにしようではないかと、こういう議論でございました。

今、船田発議者の話に二点ほど付け加えますと、ボイコット運動自体は、日本の場合、強制投票制ではありませんから、そのことが違法だということではないんですけど、平成の大合併のときにやっぱり最低投票率を設けて住民投票をやつた自治体がありました。あるところでは、やっぱり反対派がボイコット運動というのをやつて、これの問題というのは、ボイコット運動そのものというよりも、反対派の人はそもそも投票に行かない運動してますから、投票所に行つて、これで投票の秘密に関わる、違う憲法の価値に関わる問題だという、もう一個の対立利益が出てくるところが一つです。

あとは、最低投票率についてなんですが、国民党というのは、講学上、憲法制定権力の発現である、リーガルに、法的な発見であると表現され

るがあります。フィクションかもしれません

が、憲法制定権力というのは我々国会に立法権を負託したすぎません。憲法制定権力が司法権を

裁判所に、行政権は内閣に負託しています。つまり、言わば生みの親が憲法制定権力だとすると、それが、今回もし発議がされて、投票がされました、それは憲法制定権力がまさに発動したケースです。

もかかわらず、立法権を負託されたにすぎない国が、その意思を投票率が低いという理由で無視することができるというのは、論理的に私は背理ではないかと思いますので、そういう意味からも、このことについては採用するのは難しいのではないかと考えております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

いろいろな論議も経て今そういう結論を出していらっしゃるのかもしれません、一方で、やはりそういうことを導入している国もありますし、ボイコットするんじゃなくて反対なら反対という意思表示をしましようということを私はやっぱり本来やるべきではないかというふうに思いますので、引き続き是非論議を深めていただけないかと

いうふうに思います。

統いて、CM規制についてお伺いをしていきます。憲法改正のこの国民運動、投票運動における贊否のキヤンペーンにおいては、やはり資金の差によつて世論に対する影響の差が出てくることは予測されます。テレビのスポーツCMの規制、運動資金の上限などを設定すべきという議論が高まり、令和元年五月に、私ども国民民主党の前身である旧国民民主党は、別紙三のとおり、二〇一六年のイギリスにおけるEU離脱に関する国民投票の際の投票運動規制を参考にしまして二つの提案をしております。一つ目には、政党等によるスポーツCM、ネット広告の禁止、二つ目には、運動資金の規制として、収支の透明化、そして支出限度額五億円などについての考え方を提案したと思つて、今日はお配りをさせていただきました。

思つて、今日はお配りをさせていただきました。

今回の法案では、国民投票運動における広告規制、資金規制について、衆議院に修正案で提出さ

れて、第四条二号に検討事項ということで表現さ

れていますが、修正案提出者として、このよう

な具体的な規制の在り方についてはどのようにお

考えなのか、お答えください。

○衆議院議員(奥野總一郎君) まず、平成十八年

から十九年にかけての国民投票法制定時には、投票期日前の二週間は放送CMを禁止するとともに、国民投票広報協議会による広報などの規定を

用意した結果、公平、公正性は確保されるというふうに考えてたところであります。ただ、こ

れは、先ほども申し上げましたけれども、民放連

が自主規制をすると、スポットCM等については

自主規制をするというのが前提だったんですね。

ですから、その前提が壊れたということもあります。

それから、時代の進歩は、環境の変化は予想以上に激しくて、ネット社会とかあるいはグローバル化はどんどん進んでいったということで、ケンブリッジ・アナリティカの話しましたけれども、そういう例えは資金の量に飽かせて外国政府が投票に干渉するというようなことも想定される時代になつてきただいで、我々としては、ここはやっぱり、憲法の要請でもありますが、民意が正しく反映されるような形で抜本的に改正すべきじゃないかということで、せつからく資料を出していただいたんですが、これ実は国会にもう出されています。当時私が提出者で、原口さんと提出者で、この中身は国会に出てるんですね、まあそれは審議されていないんですけれども。

こういつた資金面からの透明化を図ろうといふことも我々は提出をしていますし、今回、その他

の措置ということで、検討事項としてこういった

今回の修正において、検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるというふうなまた項目に挙げられていますが、この国民投票に関するインターネット等の適切な利用の確保を図るために方策について、修正案提出者から見解を求めることがあります。

今、この修正案の検討事項としてこういったところも收支の透明化、支出額を一千万円超えるものについては透明化するとか、それから投票運動の支出額の上限を定めるとか、そういうものの方策というのは、インターネットを通じたフェイクニュースであるとかフィルターバブルなどが

ろあります。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

引き続き、大事な視点だと思いますので、奥野委員は、前ももちろん、考えたときからこの党等で発議者でもあったと思いますので、引き続き検討をお願いしたいというふうに思います。

○衆議院議員(山花郁夫君) ありがとうございます。

それで、第四条二号に検討事項ということで表現さ

れておりますが、修正案提出者として、このよう

な具体的な規制の在り方についてはどのようにお

考えなのか、お答えください。

○衆議院議員(奥野總一郎君) まず、平成十八年

から十九年にかけての国民投票法制定時には、投票期日前の二週間は放送CMを禁止するとともに、国民投票広報協議会による広報などの規定を

用意した結果、公平、公正性は確保されるという

ふうに考えてたところであります。ただ、こ

れは、先ほども申し上げましたけれども、民放連

が自主規制をすると、スポットCM等については

自主規制をするのが前提だったんですね。

ですから、その前提が壊れたということもありま

す。

それから、時代の進歩は、環境の変化は予想以

上に激しくて、ネット社会とかあるいはグローバ

ル化はどんどん進んでいったということで、ケン

ブリッジ・アナリティカの話しましたけれども、

そういう例えは資金の量に飽かせて外国政府が投

票に干渉するというようなことも想定される時代になつてきただいで、我々としては、ここ

はやっぱり、憲法の要請でもありますが、民意が

正しく反映されるような形で抜本的に改正すべき

ではないかということで、せつからく資料を出して

います。当時私が提出者で、原口さんと提出者

で、この中身は国会に出てるんですね、まあそ

れは審議されていないんですけれども。

こういつた資金面からの透明化を図ろうといふ

ことも我々は提出をしていますし、今回、その他

の措置ということで、検討事項としてこういった

今回の修正において、検討を加え、必要な法制

上の措置を講ずるというふうなまた項目に挙げら

れていますが、この国民投票に関するインターネ

ット等の適切な利用の確保を図るために方策に

ついて、修正案提出者から見解を求めることが

あります。

○衆議院議員(山花郁夫君) 今回の修正案の検討

項目として明記されております国民投票に関する

インターネット等の適正な利用の確保を図るために方策というのは、インターネットを通じたフェ

イクニュースであるとかフィルターバブルなどが

--

--

--

社会問題化する中で、表現の自由の濫用といいましょうか、国民投票運動などの公正を害するような行為をいかに防止するかという趣旨でございましたが、ちょっと御指摘のような形でのインター

ネット投票ということを特に念頭に置いてといふものではございません。

ただ、その上でなんですかけれども、今日も先ほど来議論がござりますように、投票運動については原則自由にということで、公選法とは違う立て付けにすべきだと考えておりましけれども、投票環境、投票の方法などについては基本的に公選法に並ばせております。

もし、御指摘の点が、憲法改正の国民投票に固有のことと、どうしても選挙以外でこれをやらなければいけないということであれば、まさにこの場で議論するのがふさわしいことかと存じます。選挙のところで共通するような課題であるとすると、そちらの方でしつかりとした制度設計を御議論いただいて、それをまた投票法に移行させると、こういう段取りではなかろかと考えます。

○矢田わか子君 選挙全体でも私はやっぱりインターネット投票を進めていくべきだというふうに思いますが、ただ、国民投票においては、特に今回デジタル関連法案も可決したということもありまして、やっぱり共通投票所のことを挙げていただいているとおり、余り住んでいる地域とそれから住民票がある地域と運動しなくとも、国民投票を日本全国どこで投票しても余りそごがないような投票なんだと思います。どうしても一般的の投票でその地域の議員を選ぶということですので、そうではないということで考えれば、やはり国民投票でまずは考えるのが先決ではないのかなということが御提案であります。

続いて、したがつて、遠隔地の居住者の便宜を図るという意味での質問に入りますけれども、今申し上げたとおり、選挙区など特定しない地域で、やっぱりどこでも、どこに住んでいても、要するに住民票がないところでも投票ができると

いうふうにしていくためには何ができるのかという

ことの検討を是非進めていただきたいという思いであります。

先ほど申し上げたとおり、単身赴任者増えておられますし、大学に通う大学生、首都圏地区に出てきて、もう住民票置いたままというふうな方も多い中で、そういうのがやっぱり、できる仕組みはあるんですけど、わざわざ面倒くさいので、不在者ということで取り寄せてまでやらないというふうなことを考えると、先ほど来から出ている投票率を上げるために、このデジタル関連法案が成立した今こそ、やはりマイナンバーにひも付けされた例えば全国共通の投票入場券配付することによつて、どこでも投票することができるというような仕組みができないのかということになります。

マイナンバーで顔写真による本人確認さえできれば、全國どこでも投票できるシステムというのは組めるはずなんですね。例えば、現在運用されているワクチンの接種記録システム、VRSもうですけれども、接種会場で接種券に記載された十八桁の数字ですね、OCRラインをタブレットの端末のカメラと専用のアプリで読み取ることによって、接種したその回数とか場所、識別するということまでできるわけですから、同様のシステムでマイナンバーカードを活用すれば、どこの投票所に行っても投票ができるはずだと思いま

す。

デジタル元年とも言われる年に入っていますので、是非こういった検討も進めるべきと考えますが、発議者と総務省からの見解をいただきたいと思います。

ナバーカードの公的個人認証サービス等を活用したオンライン請求によるることも、これは選挙における場合と同様、国民投票においても可能となるものではございます。

他方、マイナンバーカードを利用してあらかじめ投票用紙等を請求することなく全国どこでも投票できるような仕組みにつきましては、いずれの市町村選管の投票所においても投票人が既に投票していないかをリアルタイムで確認できるように

するなどの二重投票防止をどういうふうに図るのかといった課題があるものと考えておりますけれども、いざれにいたしましても、投票や選挙事務につしても、マイナンバーカードあるいはICカードの利活用、利便性、効率性の向上に資するものでございますので、これらの事務への活用について十分検討を進めてまいりたいと存じます。

○矢田わか子君 御丁寧にありがとうございます。

日本中どこにいても、投票したいと思う人が利便性高めてすぐ投票できるような仕組みについても御検討をお願いし、質問とします。

○山添拓君 日本共産党的山添拓です。まず、自民党の下村博文政調会長は、五月三日、自民党改憲四項目の一つである緊急事態条項に触れて、感染症拡大をその対象に加えるべきだと述べました。また、その際、今回のコロナをビンチを

チャンスとして捉えるべきだと、こう述べたとも報じられております。

○衆議院議員(中谷元君) この発言が報道であつたということは承知をいたしております。

○衆議院議員(中谷元君) この発言が報道であつたということは承知をいたしております。

○衆議院議員(澤沢一郎君) 未来志向の大変重要な点について御指摘をいたいたと承知をいたしております。

デジタル元年とも言われる年に入っていますので、是非こういった検討も進めるべきと考えますが、発議者と総務省からの見解をいただきたいと思います。

○政府参考人(森源一君) お尋ねの遠隔地の方の投票についてでございますが、まず、マイナンバーそのものにつきましては、法律によりまして、その利用分野が限定されておりまして、現行法上、投票事務には利用できないわけでござりますけれども、デジタル化の推進に当たりまして、行政機関に対する申請等の手続について原則オンライン化を進めるというふうにされております。

滞在地での不在者投票における投票用紙等の請求手続につきまして、これは名簿登録地市町村が定めるところによるものではございますが、マイ

とも国や社会のより良い姿を模索し続けなけれ

ばならないところ、現在のコロナ禍にあっても緊急事態における國の在り方がどのようにあるべきか、真摯に議論を続ける重要性を説く点にあつたではないでしょうか。

現在、まさに平時じやなくてコロナウイルスが蔓延中の緊急事態であります。國と地方の権限、国民の行動の制限と補償、PCRの検査や医療支援体制、特措法の在り方、そういういた議論をして、憲法における緊急事態の規定のことも含めた議論が国会で、この法的根拠をしつかりと議論をして、憲法における緊急事態の規定のことを訴えておられたのではないかと、そのようなことを訴えておられたのではないかと思います。

○山添拓君 やや配慮に欠けるどころではなくて、こう認めるべきじゃないですか。

そして、それは、政策責任者である下村氏と憲法審査会の現場で審議に臨んでおられる発議者の皆さんとでは、異なる認識で進めてきたということがあります。これ、やや配慮に欠けるどころではなくて、こういう発言は不謹慎だと、こう認めるべきじゃないですか。

○衆議院議員（中谷元君） まさに今コロナによっていろんな対応をされている中でありますが、我が党はもう既に憲法改正の議論の中で緊急事態における國の在り方にについてのイメージを党でまとめて発表しております。

まさに、どのような対応がしつかりできるかといふのは、やっぱり政策責任者としては國民の中で問題提起をして議論をして当然のことじやないかと思います。

○山添拓君 コロナ対応が今うまくいっていないのは、憲法に緊急事態条項がないからではありません。やはりワクチンの大規模接種や大規模検査や、あるいは十分な補償や医療への支援や、あるいは東京オリンピックの中止、これ、やるべきことをやっていないといふことが最大の問題であります。

続けて、発議者伺いますが、日経新聞とテレ

ビ東京が毎月行っている世論調査は、政権に期待する政策は何かを問うています。直近の調査で、優先的な政策課題として憲法改正を選んだのは八%でした。数年間遡つても、おおむねこの程度です。コロナの前も今もです。

改憲は政治の優先課題として求められていい、このことはお認めですか。

○衆議院議員（船田元君） ただいまの山添議員の御質問でござりますが、私どもは、国民世論がなかなか、憲法改正についてその必要性を認める、その順位がなかなか上がっていないということは一つの大きな反省点だと思っております。

我々としては、やはり国会の憲法に関する議論を活性化させて、そのことにより国民の皆様の憲法に対する関心を高めると、こういう大きな役割を持っておりますが、まだ十分ではないということがあります。

また、やはり我々は、そういった国民世論はもちろん大事にしなければいけませんけれども、同時に、国会の責任として、やはり憲法について我々の国民としての意思をどのように表現するべきなのか、また直さないべきなのか、こういふことについて国民の意思を測っていくという点では、憲法に対する民主主義を高める、こういう大変大事な役割を担っておりますので、我々は国民世論を高めると同時に、我々自身の憲法論議をしつかりと進めることができることが國会議員の責務であると、このように考えて従事しておる次第でござります。

まさに、どのようないいべきなが、これをいつにまで実現するかと、このように考えて従事しておる次第でござります。

○山添拓君 今、反省すべきだとおっしゃいましだけれども、反省するべきは改憲ありきで議論を進めるというその姿勢だと思います。

例えば、朝日新聞の世論調査では、今指摘のあった緊急事態条項、これ、今の憲法を変えずに対応する、あるいは変える必要はない、合計六〇%です。読売新聞では、憲法を改正して政府の責務や権限に関する規定を条文に明記すべきだというものが五九%を占めていますが、しかし、これに

ついて読売新聞の評価は、政府のコロナ対策への不満が、現状の対応では限界があるとの認識について読売新聞の評価は、政府のコロナ対策への不満が、現状の対応では限界があるとの認識について述べています。

先ほど紹介した日経、テレ東の四月の調査では、優先してほしい政策課題としてコロナ対策を挙げた人が七割でした。当然だと思うんです。目の前の命と暮らしを守ることができていない、その状況の下で、ピンチをチャンスにと言つて改憲論議を急ぐ、これは火事場泥棒と言われても仕方ないと言わなければなりません。

そもそも、安倍、菅政権の下では、改憲を論じる前提を欠くのではないかという点も指摘したいと思います。

二〇一四年六月、改憲手続法、今日も審議しております国民投票法改定が強行された際、参議院の附帯決議の第四項は、政府が自由に憲法解釈を変更できるものではないとしていました。にもかかわらず、安倍政権は、直後の翌七月、集団的自衛権の行使は認めないとしてきた憲法九条の解釈を百八十度転換する閣議決定を行い、翌二〇一五年、安保法制、戦争法を強行しました。

日本共産党は附帯決議にも反対しましたが、これ与党は賛成されたものです。附帯決議を踏まえずに政府が違憲の解釈変更を強行したことについて、発議者はどのような御認識でしょうか。

○衆議院議員（中谷元君） 憲法をいかに考えるかということがあります。これにつきましては、国会、衆参両方でもう百時間以上審議をして、法律を議論をして成立に至つたということでございますので、政府が独走してその思いどおり解釈を変えてしまつたということではなくて、国会

議の前なんですね。それを先にやつたといふことで、法律を議論をして成立に至つたということでございますので、政府が独走してその思いどおり解釈を変えてしまつたといふことではなくて、国会

議の前なんですね。それを先にやつたといふことで、法律を議論をして、その合意の下に変更したといふことです。

○山添拓君 開議決定による解釈変更是、国会議の前なんですね。それを先にやつたといふことで、法律を議論をして、その合意の下に変更したといふことです。

安倍首相は退任時に、国民的な世論が十分に盛り上がりなかつたと述べました。菅首相も訪米中のインタビューで、現状では非常に難しいと認め

していると述べています。これ、元内閣法制局長官の証言です。違憲の解釈変更であることは明らかです。

こうして解釈変更による、解釈改憲による九条の破壊が今や極限にまで達して、憲法との整合性をどうにも説明が付かなくなり、今度は明文改憲を

正議論の最初の一歩として成立を目指さなければならぬと述べました。

発議者はこの点で同じ認識でしょうか。

○衆議院議員（中谷元君） 第一步というのは緊急事態のことですか。（発言する者あり）あつ、これは手続法でありますので、より厳正な国民投票の中での憲法改正がしつかりと国民の合意の下に行われるという、非常にこれはこの土台の部分で、これこそやっぱり憲法改正の一一番大事な部分じゃないでしようか。

○衆議院議員（中谷元君） この国民投票法改正案が憲法改正議論の最初の一歩だというのが菅首相のメッセージですが、同じ認識ですか。

○衆議院議員（中谷元君） 衆議院の審査会の現場におきましても、こういった憲法本体の議論とこの国民投票の議論と両方議論をしておりますが、その中でも、やはりこの大前提として、国民投票法における改正の手続、これをしつかりしたものにするべきだということで、こちらを優先して審議をしていったたどりのことは事実でござります。

○山添拓君 つまり、最初の一歩であり、この法案は改憲論議を進めるための呼び水であると、そういうことをお認めになるわけですか。元々、行政の長である首相が国会に対し改憲論議をあおること自体、憲法尊重擁護義務に反するやり方であったと思います。

安倍首相は退任時に、国民的な世論が十分に盛り上がりなかつたと述べました。菅首相も訪米中のインタビューで、現状では非常に難しいと認め

なければならぬと、政権の考へで簡単に変えられるようなものではないと認めるに至つていま

す。

改憲そのものが求められていないと、それは歴代の首相が、まあ安倍首相、菅首相が認めていることですけれども、それでも改憲論議を進めようと思ひ、その最初の一歩としてこの法案を発議しました、提出したということなんですか。

○衆議院議員(中谷元君) そうではあります。この憲法については様々な意見もあるし、課題もありますけど、それを行う前提として、きちんとした形で憲法改正が行われると。法案の方も与野党で議論して、より多くの国民に参加をして、できるだけ幅広く合意が得られるような手続をということで、この憲法改正の手続法ですね、これを審議をしてきたということです。

それから、その第一歩とか言いますけど、様々な項目が今憲法で議論しなきやいけないことがありますね。その中で、緊急事態も、世界中見ても緊急事態のない国というのはほとんどありません。やっぱり平時じゃなくて緊急に対応しなきやいけない場合に、まるで政府が独走するようなことと言われますけど、これ、ちゃんと国会が関与して、シビリアンコントロールではありませんが、政府を見張るわけです。その期間中にきちんと対応できるというようなことも必要でありますので、そういうことも是非改正の課題の一つとして捉えていくべきではないかと思います。たくさんそういう課題というのがあるということを申し上げたいと思います。

○山添拓君 この総理の発言を引いて私は最初の一歩ということを述べたんですけども、そうでないということを発議者今述べられました。総理の考へと自民党的な現場で審議に臨んでいる方の考へが違う下で行われているということになるのかと、これも指摘しなければならないと思いま

す。

には二十項目の附帯決議が付されました。公務員や教育者の国民投票運動の在り方や、最低投票率、CM規制など、改憲国民投票の根幹に関わる事項について検討を求める条項もありました。先ほど最低投票率についてはお話がありましたのが、それ以外にも検討を求める条項あつたわけですね。これらは参議院が求めたものです。附帯決議の中で求めた内容です。

ところが、その多くが今度の法案では検討が加えられておりません。それはなぜでしょうか。○衆議院議員(船田元君) ただいま山添議員がお話しになりました点であります。が、衆議院における本法案の質疑を通じまして、国民投票法には大きく分けて二つの部分があるということが明確になりました。

すなわち、国民投票法は、投票環境整備など投票開票に関する外的要項、外形的要項、それから国民投票運動に係るCM規制などに代表される投票の質に関する部分から構成されている。この今回の七項目の改正案につきましては、投票環境向上という投開票に関わる外形的要項について公選法に合わせてアップデートするというものでござります。

これに対しまして、御指摘の公務員の国民投票運動、それから、先ほども議論ありましたが、最低投票率、それからCM規制、こういう項目については、投票の質に関する、そういう部分でございますので、これは今後、大いに衆参両院の憲法審査会において議論すべき重要な課題であるといふことで取り組むべきものと思つております。

○山添拓君 つまり、本院が附帯決議で求めた内容について投票の質に関するものだという整理をされましたが、その点についての議論は検討は後回しにし、これ避けて通れない議論のはずですが、後回しにした欠陥法案として出してきたということになります。

修正案の提出者伺います。

衆議院における修正によって、附則の第四条を追加されました。そのことによつて、今答弁が

あつたような欠陥については解消されたのでしょ

うか。欠陥を抱えたままであることを確認したと

いうのがこの修正の意味なのでしょうか。

加えて、修正案の附則第四条第一号は、国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他の必要な事項について、施行後三年を目途

とする措置の対象としています。

その他必要な事項とは何でしようか。

○衆議院議員(奥野総一郎君) 先ほど来申していま

ますが、國民主権ですから、憲法改正の場合はできるだけ多くの国民が投票に参加をして、そしてその民意が公平公正に反映されるような手続でないやいけないということでありまして、制定時はそこも十分考えられていましたが、先ほど来申し上げているように、民放連の自主規制がで

きなかつたり、あるいはネット社会の発達とか

いろいろな要素が加わってきて、今はそうした憲法の要請である民意が適切に反映されるかとか、より多くの人が参加できるかというところで、この国民投票法には問題があるというふうに認識をして

いると。

ただし、更に我々が懸念をしているのは、七項目だけ終わつて、先ほど来も皆さん四項目とか憲

法議論に前のめりなんですが、憲法議論しちゃいや

かぬというわけじゃないんですが、それをやりた

いがために、こうした根本的な問題です。

○山添拓君 こうして必要な議論がまだまだ積み残された状態のままだということを示した状態で

この法案は参議院に送られてきました。

改めて発議者に伺いますが、こうした検討が不

可欠な課題を置き去りにして、今国会でどうして

も成立を急ぐ理由は何ですか。

○衆議院議員(達沢一郎君) 御承知のように、衆

議院の憲法審査会の質疑の段階で立憲民主党から

修正案が提出され、修正議決の形で本法律案は

参議院に送付され、今現在、参議院憲法審査会

で質疑を行つていただいているところであります。

私は自身は本法律案の提出者でございます。

提出者の立場からいたしますと、衆議院の段階で修正

議決、より多くの政党会派の皆様から賛成をいた

だく形で今までに参議院でスタートを切つたわけではありません。十二分に審議をいただき、速やかに採決をしていただきたい、それが提出者の本意でございます。

どうぞ御理解を賜りますようによろしくお願ひをいたします。

○山添拓君 急ぐ理由については答弁がありませんでした。理由はありません。欠陥があるのなら出し直すのが筋であります。このまま押し通すのは断固反対だということを申し上げて、質問を終わります。

○渡辺喜美君 みんなの党、渡辺喜美であります。

提出者の皆様、また委員の皆様 大変お疲れさまでございます。五分以上席を立たれる方がどなたもいらっしゃらないという、大変すごい審査会だと感激をいたしました。

さて、この修正案であります、三年前に国会に出されて、正直相当古くなってしまっていますね。この間、国会の不作為というのにはあります。この三年間、世の中は激動ですよ。平成から令和に変わり、そして、人類の歴史を変えるかもしれないゲームエンジニアの新型コロナが現れ、日本では今インド株といふのは大変少ないわけであります、いざこれが第五波に参りますと、イギリス株よりも圧倒的多数になると、そういうことすら予想されるわけであります。

そうすると、世の中どういう動きになつてくるかというと、リモートですね。国会は、御案内のとおり、大変密であります。しかし、日本も遅ればせながら、デジタルトランスフォーメーション、DX始めました。デジタル庁も今年にはスタートをいたしましたね。

そうした中で、ネットというのは、今の若い人たちにとっては、小学生の頃からメディアリテラシー教育を受けている人たちも結構いるんですね、ネットがリアルである。つまり、バーチャルの世界ではなくてリアルの世界の中にネットがあるという体験を持っている若い人は結構いるんで

すよ。そういう人に、まあ大変御苦労されたこう

いう修正案、聞くと、何でこの中にネット投票というのがないんですか、必ず聞かれるんですよ。

まあ大変御苦労をされて今日まで来られたんだ

と思ひますけど、この企画立案の過程で、あるいは三年間、国会の不作為の中でネット投票の解禁

であれば、どういう理由で解禁できないのでありましょか。ネットに大変お詳しい船田先生にお聞きをしたいと思います。

○衆議院議員(船田元君) 渡辺議員から大変適切な御質問いただき、ありがとうございます。私は、このネット投票につきましては、残念ながら今回の私どもの検討の対象にはならなかつたわけであります。

いろいろな理由はござりますけれども、私個人としては、ネット投票は、投票環境の向上という観点からすれば、場所、時間を問わず投票ができる思つております。

しかし一方で、ネット投票におきましては、セ

キュリティの脆弱性、それから本人の確認ある

いはまた成り済ましなど、投票の公平性あるいは公正性を確保するという点ではなかなかまだ課題

が多い、このように思つております。

今後、私どもとしても、国民投票の公正確保、

そして投票環境の向上という点にバランスを取りながら、渡辺委員御指摘のような方向で慎重にかつ前向きに議論していくべきだと、こう思つております。

○渡辺喜美君 大体、こういう非常事態にあると

きというのは、次の未来を先取りするということ

がどの国でもどの時代でも行われているんですね、ネットがリアルである。つまり、バーチャル

の世界ではなくてリアルの世界の中にネットがあるといふ体験を持つている若い人は結構いるんで

もどんどんこれから普及していくでありますよからね。

今、船田先生が御指摘になられた成り済ましと

か公正さに欠けるとか、それから、何ですか、セ

キュリティの問題ですか、そういうものはマイ

ナンバーカードを使うことによって相当これは、

そういう議論はなかつたんでしょう。なかつたん

だとすれば、何が理由でなかつたんでしょうか。

また、ネット投票なんか解禁できないよというん

であれば、どういう理由で解禁できないのでありましょか。

渡辺議員から大変適切な御質問いただき、ありがとうございます。私は、あのネットフリオリジナルドキュ

メンタリー、「グレート・ハック」、一時間五十分番組ですか、見ました。なかなか面白いですよ。

ブリタニー・カイザーという元開発部長、この方

は女性なんですけどね、を追つた、ドキュメンタリーでよくこんな番組作れるなと思うぐらいに面白いました。

実は、このブリタニー・カイザー女史が告発を

する前の話がありましたね。それは、クリスト

ファー・ワイラーという当時二十六歳のデータサ

イエンティストが、フェイスブック情報、作家の

橋玲さんによると八千七百万人分ですか、そういうものをこのクリストファー・ワイラー氏が不正

に持ち出して、それを新会社つくつて、イギリス

のEU離脱運動やつてはいる人とかトランプ陣営に

売り込みに入つたと。当然、それは法的紛争にな

り、この構想は潰れるわけですね。そこで、クリ

ストファー・ワイラー氏がガーディアン紙にこの

情報を持ち込むと、そこから始まつてはいるんです

よ。

フェイスブックの情報というのは、当時、お友

達API、アプリケーション・プログラミング・

インターフェース、これを使ってお友達の情報ま

で取れちゃうと、そういう状況だつたんですね。

フェイスブックは二〇一五年にこのことを禁止し

ております。したがつて、その前の話であると

それ、ルールにのつとつた話なんぢやないかといふ議論も出てきたりするんですね。

で、このケンブリッジ・アナリティカ、どうい

う手法で広告を打つたか。ターゲティング広告といふやつですよ。要は、簡単に言えば、三十二通

りぐらいの性格分類をつくると。もうこの人は協

調性が高いとか、いろんなその性格分類を使つて、そういうターゲットを狙つて効果の高い広告を打つていくということなんですね。それが非常に効果的だったということをカイザー女史は言つてゐるわけですが、これ、この効果については諸説あるところであります。

日本では、ではお尋ねいたしますけれども、個人情報保護法というのがあつて、ネット広告において個人情報を違法に収集するなんてことは、この運動の広告の規制というのがまず最初にあるんではないで、こういう個人情報保護法とかその他もろもろの規制がまずあつてしまふべきだと思うんですね。

ですから、先ほど来御議論がありますように、国民運動といふのはできる限り自由にやるべきだと思います。

実際、このブリタニー・カイザー女史が告発を

する前の話がありましたね。それは、クリスト

ファー・ワイラーといふ当時二十六歳のデータサ

イエンティストが、フェイスブック情報、作家の

橋玲さんによると八千七百万人分ですか、そういう

ものをこのクリストファー・ワイラー氏が不正

に持ち出して、それを新会社つくつて、イギリス

のEU離脱運動やつてはいる人とかトランプ陣営に

売り込みに入つたと。当然、それは法的紛争にな

り、この構想は潰れるわけですね。そこで、クリ

ストファー・ワイラー氏がガーディアン紙にこの

情報を持ち込むと、そこから始まつてはいるんです

よ。

○衆議院議員(船田元君) 大変、ネット広告ある

いはネットの様々な先端的なお話をいただき、ありがとうございました。

基本的には、やはり我が国においては、個人情

報保護法、あるいは場合によつては刑法などの現

行法によつて、このような個人情報の違法な収集

あるいは虚偽風説の流布の問題などで対処できる

部分もある、このように思つております。

ただ、私はやはり、今、先生御指摘のこのタ

ゲティング広告であるとか、あるいは例のケンブ

リッジ・アナリティカ社の様々なブレグジットに

与えた影響、あるいはトランプ大統領が選ばれるときの大統領選挙に与えた影響、そういうしたもの

を考えると、このようなネット社会において我々が知らないうちに自分自身の情報が提供され、また、それに適した広告やあるいは勧誘ということを行われ、我々が気が付かないうちに情報が操作される、あるいは世論が操作されるということではないことではない、このように思つております。

この点、私は衆議院の審議会の中で申し上げたのですが、表現の自由という言葉はありますけれども、表現の自由は今まで国家の介入を排除するという国家からの自由という側面が強調されておりましたけれども、もう一つの側面として、多様な情報が流通することを國家が確保する義務が生じているんじゃないか。つまり、国家によるこの表現の自由という側面もあるのじゃないか、こう考えておりまして、その両方の側面において私は手当てをきちんとしていくことが大事だと思っております。

ただやはり、この我々の国民投票運動が原則自由であると、こういうことからしますと、その最初に申し上げたような、ネット広告等において余り大きな規制を掛けるということは、これはやはり慎重に対応しなければいけない、このように思つております。

○渡辺喜美君 今の御答弁はもうごもっともな話なんですが、まあ政治の世界で人を動かす原理としては三つなんですよ。脅し、利益の供与、そしてシンボルの操作、象徴の操作、組み合わせるとどんな感じになるか。今、大量の国債を発行している。そうすると、これはいざれインフレになつて、最悪の場合預金口座が封鎖され、強制的に預金が切り捨てられる、日本の財政は危機的な状況だ。まあ、こういう脅しとシンボルの操作というのはよく行われる。まあ私に言わせれば、こんなことはホラー小説みたいなものですよ。

そのために、限度、つまり国債発行の限度といふのはどこにあるかというと、インフレーティングなどなんですよ。インフレにならなくて困つてている

わけですから、一方、需要がなくて困つてているわざですからね、国が国債を発行するのは当たり前の話なんです。

そういうその脅しとか利益の供与とかシンボルの操作ということが行われるこの世界で昔から言われていたのは、選挙というのはやりや鉄砲を使わない戦みたいなものだ。船田先生も政治家になつて久しいですから、こんな話は何度も聞かされたと思うんですね。選挙は科学だということも聞かされてきた。そうすると、古き良き時代だったらしいが、今このネットのその手法が、非常にアルゴリズムや人工知能を使って精緻になつてたど。

先ほども若干言及されましたけれども、サイコグラフィックとかマイクロターゲティング広告というものは、これはその世界ではごく普通に今行われているんですね。それが政治の世界で政治運動に使われる、これは憲法で言う、その憲法効力の私人間の問題になつてくるかとは思いますが、内心の自由を侵害することになるのか、あるいは情報を発信する側からの表現の自由といふのは一体どうなんだ、その辺はどう整理されるでしょうか。

○衆議院議員(船田元君)

ネットの社会が大変速いスピードで行つております。我々もなかなかそれに追いつくことができない。そして今、渡辺委員御指摘のような情報操作あるいは世論操作、こういったものもかなり容易にできるようだ、そういう状況にあります。一方で、表現の自由だと思想の自由ということがあります。常に我々は、この表現の自由と、それからやはり公正さ、公平性、そういうもののとはざまにいるわけであります。そのどちらに焦点を当てるかという問題であるよりも、やはり両方のバランスを取りていくことが極めて重要であります。

ただ、バランスを取るにしても、その方が非常に速いスピードで走つてしまひますので、そういうものに何とか追い付くのには、やはり我々の様々な知見あるいはその能力を高め

ておく必要があると、このように思つております。そういう問題もC.M規制と同様に、あるいはそれ以上に重要な課題として、これから我々憲法審議会でしっかりと議論していくべきものだと思つておりますので、この御指摘、しっかりと踏まえて検討していきたいと思います。

○渡辺喜美君 まあとにかく憲法改正の国民運動というのはできる限り自由にやるべきものだと思つておつしゃつていましたよね。私もそう思つています。

ですから、こうふうマインドコントロールとか、知らず知らずのうちに操作されているとか、こうふうことを回避をするためには、まず世の中が平穏であると。つまり、大変不安心理に襲われてしまうなどということになりますと、昔エーリッヒ・フロムが分析した「自由からの逃走」というやつですよ。ワيمール共和国から合法的に何でナチス政権ができたんだと、フロムは不安心理のなせる業という分析をしておりますが。

今、若い人にとってメディアというのは、ネットメディアというのもうリアルの世界。だとすれば、このメディアアリテラシー、ネットのメディアアリテラシーを高めることが非常に大事なことになつてしまひますが、メディアアリテラシーの高い船田先生はどうお考えになるでしょうか。

以上、終わります。

○会長(林芳正君) 本日の質疑はこの程度にとめ、これにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

○衆議院議員(船田元君) 先ほど来、私の能力について貰いかぶつたお話をいただきまして、ありがとうございました。

SNSの不適切な利用とかフェイクニュース、プロファイリング、こういったことが問題視をされております。こういふものに適切に対応しない場合には、やはり利用者、国民のネットリテラシーの向上が何よりも重要だと思っています。

ただ、現在行われている教育あるいは研修の現場では、このリテラシー教育というと大体SNSのリスクとかあるのはセキュリティに関するものが多くて、例えば、SNSやネットニュースをどのように扱つていくのか、その真偽の目を養う

というようなこと、あるいはSNSの中でどう自分が振る舞つていくべきなのか、こういったことについてなかなか教えられる環境がないという状況にあります。